

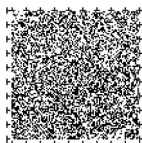
「ちょっと気になる」ってどんなこと?

乳幼児期に落ち着きがない、友達とうまく遊べない、会話になりにくい、かんしゃくをよく起こすなど、同年齢の子どもたちと比べて気になるところや子育てをするうえで心配なところはありませんか?

また、就学後に知的な発達の心配はないものの学校の授業についていけない、友達ができないなどの心配はありませんか? 就職後に職場の人間関係がうまくいかない、仕事がうまくこなせないなどの心配はありませんか?

このようなことは誰にでもあります、原因のひとつとして「発達障害」と呼ばれる障害があります。発達障害は、年齢や生活、保護者の育て方、家庭でのしつけなどが原因ではありません。早期に発見し、周囲の皆さんが適切な対応をすることで、多くの方が共に地域で生活することが可能になります。

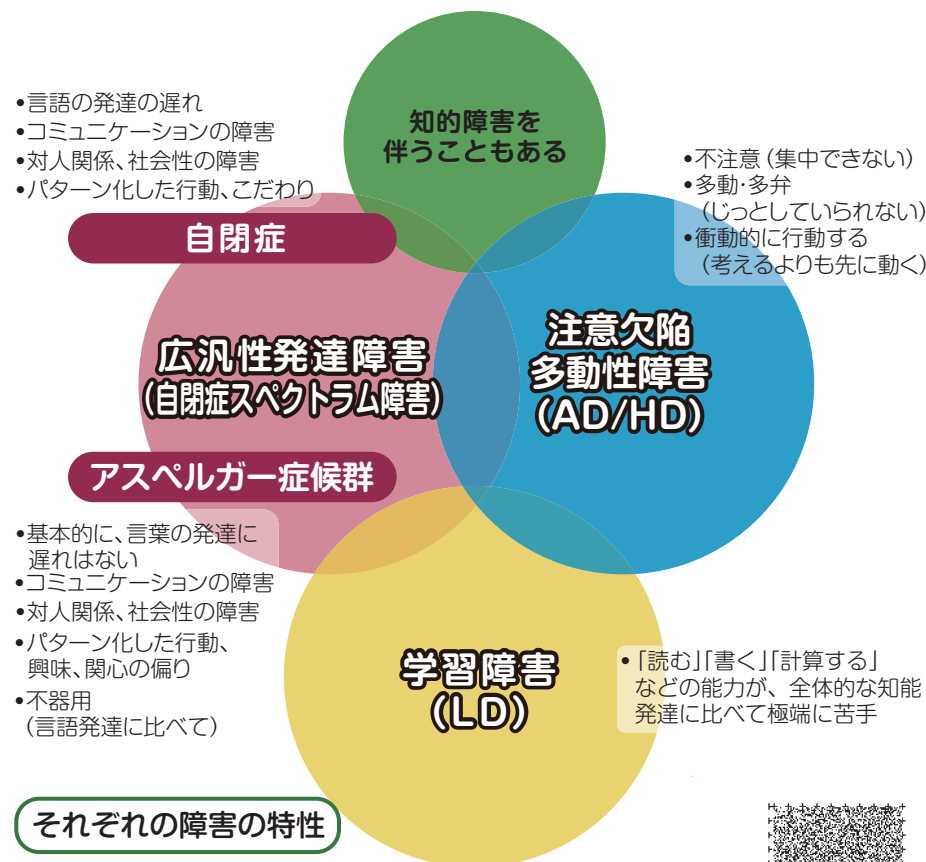
このパンフレットは、ご本人やご家族、さらには地域の皆さんが発達障害を理解し、適切な配慮をしていただくための手がかりとして、活用していただくために作成したものです。



発達障害って?

『発達障害』とは、『自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。』と発達障害者支援法に定義されています。

発達障害



それぞれの障害の特性

※このほか、トゥレット症候群や吃音(症)なども発達障害に含まれる

